

宅建ダイナマイト受験ラジオ めざせ歌って踊れる宅建主任者

第41回：イタリアの赤 ～日本の桜はどこいった？～

今回のテーマ：景観（景観法）

- ここ最近、ニッポン社会も、やっとなんかという感じでしょうかね、“街の景観”というものに意識が向きはじめまして。みなさんご存知の景観法なども施行されましたし。まあ景観といえば、まずは建物の色彩でしょうか。たしかに建物の色彩は、景観の重要な要素ですけど。
- 果たして、その『赤』は美か否か。“建物の色彩”騒動ということで、景観騒動の“はしり”となりましたのが、東京都千代田区の千鳥ヶ淵界隈に建つ「イタリア文化会館」。まずはともあれ、みなさん、じっくり写真をご覧くださいまし。
- えーと、そもそも「イタリア文化会館」っていうのはなにかといいますと、イタリア外務省の一機関だそうで、公式サイトから引用しますと、以下のとおり。

イタリア文化会館は、イタリアという国のショーウィンドーとして「イタリア・システム」を始め様々な情報を提供し、また、文化協力・交流活動イニシアチブ推進の中心として、現在一層の高まりを見せているイタリア文化への関心に我が国の各機関が一体となって応えるための要（かなめ）となっています。

1959年より皇居近くの東京都千代田区九段南の地所で活動してまいりました「イタリア文化会館」は40年余りの時を経て全面的な建て替え工事を行い、この度新たにオープンしました。

- 平成17（2005）年10月に、新たにオープンした、この“赤い”建物の設計は、イタリアの著名な建築家ガエ・アウレンティ氏。再オープンと同時に、このビルの赤い壁面を巡り景観論争が巻き起こる。当時の新聞記事を見てみると・・・

《東京新聞（2006年4月24日付）『景観論争呼ぶイタリア文化会館』》

もともとこの地域は景観への意識が高い。2年前には、大手自動車メーカーの看板が景観にそぐわないとして住民側が掛け替えを要望し、会社側が応じたこともあった。

（～中略～）インターネット上では、この問題について「さすがデザインの国」「桜越しに眺めると『この色しかあり得ない』という感じさえる」「住んでいる人の気持ちになると、落ち着かないというも分かる」といった景観論争が随所で展開されている。千代田区の景観条例は色彩の規制はしておらず、区の担当者は「区の景観審議会委員の中にも、『あの色はいい』という人たちがいる。色彩の問題は難しい」と悩ましがた。

- いちおうですね、この赤なんですけど、彼ら（イタリア側）によると「漆器」の赤を表現したものだそうで、デザイン的にも江戸格子や障子などの日本の伝統的な形を取り入れたといっています。
- で、結局どうなったかというところ、なんか、「灰色」に塗り直すみたいよ。

景観法（景観利益）

いままでは都市計画法の「地域地区」というカテゴリーのなかに、『美観地区』というのがあって、まあたいていは『風致地区』とセットで以下のような説明文がついていた。

《風致地区》：都市の風致を維持するため定める地区←変更なし

《美観地区》：市街地の美観を維持するため定める地区←廃止

ちなみに「美観地区」は大正8年に旧都市計画法、市街地建築物法などの制定に合わせて「風致地区」と共に創設された制度であり、生い立ちとしては古い部類であった。で、風致地区は変わらないんだけど、2004年に「景観法」が制定されたことに伴い、「美観地区」制度は廃止となりました。お役御免。いままでお疲れ様。こんどは、それに変わるものとして、「景観地区」制度が導入されている。まあだいたいどんなもんか、そのときの“背景”を以下にまとめてみましたので、ご参考くださいまし。

■『景観利益』という新しい考え方

- わが国のまちづくりについては、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能的が重視された結果、美しさへの配慮を欠いていたことは否めない。
- しかし近年、従来とは逆のベクトルとなる“急速な都市化の終焉”に伴って、個性のある美しい街並みなど、良好な景観に関する国民の関心が高まり、いわば価値観の転換期を迎えているといえるのではないか。
- また、建築基準法の改正で、建築物の高さ制限の緩和が進んだことから、高層建築物の建築をめぐる、全国各地で住環境の悪化や景観上の問題による紛争も枚挙にいとまがない。
- これらを背景として、政府が「美しい国づくり政策大綱」をまとめ、その具体的施策としての「景観法」が全面施行された。自然景観や街の美観に対する行政はこれまで、欧米に比べ立ち遅れていると批判されることが多かったが、ようやく国を挙げての本格的景観行政のスタートとなる。
- 「景観法」はわが国で初めての景観についての総合的な法律であり、『良好な景観の恩恵を享受する景観利益は、法律上の保護に値する』という立脚点のもと、良好な景観の形成を国政の重要課題と位置づけている。
- 景観に対する取り組みとしては、これまでも、全国で約500の自治体が自主的に「景観条例」を制定していたが、「規制が難しい」など、いわゆる強制力の点で限界があった。今般の景観法は、そういった各自自治体の条例に法的根拠（強制力）を与える基本法としての役割を担う。
- 景観は共有財産。「都市景観に景勝地や歴史・文化的街並みを同じ価値を認めるといふ考え方」は、果たして今後、どのような進展を遂げるのであろうか。
- 景観の保全が建築物の資産価値をあげることになるという経済効果が明確になったとき、わが国に「景観利益」という“新しい考え方”が本格的に根付くことになるのではなかろうか。

- ついでですので、宅建ダイナマイト受験倶楽部のBlog《新聞記事でお勉強》から、景観ネタを引用してみましょー。

タイトル：『赤と白のシマシマ模様。いやあ～ん見ないでえ～。』 07.11/29（木曜）

《記事概要》

「赤と白の横じま模様の外観は、社会的に許される範囲内」漫画家の梅津かずおさんが武蔵野市内に建築中の自宅を巡り、東京地裁はこのたび、近隣住民が建築指し止めを求めた仮処分の申し立てを却下した。（読売新聞）

- いちおう、どんなシマシマなのかというと『自宅の外壁は、約48センチの幅で梅津さんのトレードマークの赤と白の横じまに塗装され』るそうで、オマケに『屋根と外壁の一部は緑色に塗られる。また、屋根には赤色の塔が設置される予定』とのこと。
- 新聞記事に「住民側の代理人が作成した予想図」っていうのが載ってまして、「隣家の窓からは、赤と白の横じまの外壁がこんなふうに見えることに・・・」とある。
- おおお～。「毎日毎日、今日もめでたいねえ～」っていう感じでしょうか。こういった“美観・景観”については、いつも通りといっちゃなんだけど、記事にも『近隣の住民からは、「閑静なたたずまいにそぐわない」「イルミネーションとしてみればよい」など、賛否両論の意見が聞かれた』とある。
- とりあえず訴えは却下されたわけだから、記事によると『工事を請け負う住友林業は「主張が認められたので、予定通り工事を再開する』とのこと。あはは、こりゃスゲー。
- で、『自宅の門扉は、独特の指サイン「グワシ」をかたどり、屋根には「マッショメマン」というキャラクターを模した塔が設置される可能性が高い』とのこと。あはは、これもスゲー。

【今日の結論】

- 赤と白のシマシマ模様っていうと、“パンティー”みたいですねえ～。くさくさ。いやあ～ん、見ないでえ～。